

議第153号 呉市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

呉市長退職金市民評価制度を実施することに伴い、市長の退職手当の額の特例を定めるものです。

2 制定の経緯

(1) 呉市長退職金市民評価制度に係る意見書

呉市長退職金市民評価制度については、平成29年12月及び令和2年3月の定例会における市長答弁を踏まえ、市長退職金市民評価制度アドバイザーなど4人の有識者による呉市長退職金市民評価制度検討懇話会において検討を重ねていただき、同年10月30日に当該懇話会から制度設計についての意見書が提出されました。

その概要は、評価者として無作為抽出された市民に参集を求め、任期中4年間の業績を市長自らが説明し、その説明を基に市民が評価した結果を呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年呉市条例第33号）第2条第2項の規定による額（以下「条例規定額」といいます。）の3割に反映させるというもので、市政の透明性や市民参加を具現化する精緻な制度設計となっています。

一方で、評価者を一堂に集めて行う評定の実施手法において課題に挙げられた新型コロナウイルス感染症対策については、3密対策を始めとする感染症対策を徹底したとしても、評価のために参集する市民の感染リスクや不安を払拭することは困難であることも指摘されています。

(2) 呉市長退職金市民評価制度の実施

この意見書の内容を基にこれまで市民評価制度の実施に向け慎重に検討した結果、この制度の実施に当たっては、できる限り意見書の提言に沿うこととしました。

この制度の本来の目的は、市長の退職手当を減額することそのものではなく、市役所がどのような施策を行い、どのような成果が上がっているかなどを市民に知っていただき、評価を求めるとともに、市民に対する説明責任を果たすことに意義があることから、市長が業績説明資料を作成し、内容の客観性を確保するため有識者の確認を受けた上で市長選挙後に公表し、市民に報告します。

しかし、新型コロナウイルス感染症の現下の感染状況は非常に厳しい事態にあり、多数の者が集合する評価手法の実施に当たっては、極めて慎重な対応が求められており、また、市民による評価は、当該感染症の感染者が増加している現在と同じ時季である令和3年11月下旬に実施されることとなることを考慮し、評価者となる市民を感染リスクにさらすべきではないとの判断の下、評価のために市民に参集してもらうことはしないこととします。

これに伴い、退職手当の額については、評価の結果を反映させる条例規定額の3割の部分について支給しないこととし、これに加えて制度の企画及び実施に要した経費を有識者の確認を受けた上で差し引いた額とします。

3 条例の内容

この条例の施行の日に呉市長の職にある者に対する当該任期に係る退職手当の額を、条例規定額から当該条例規定額の100分の30に相当する額並びに制度の企画及び実施に要した経費の額として規則で定める額を減じて得た額とするものです。

この場合、支給額は、条例規定額約2,380万円に対し、約780万円の減額となり、約1,600万円となる見込みです。

4 施行期日

公布の日